

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律実施要領

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）の運用については、法、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令（平成19年政令第178号。以下「施行令」という。）、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行規則（平成19年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）及び地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化の促進に関する基本的な方針（平成19年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。）に定めるほか、この実施要領に定めるところによる。

第1 基本計画の作成

法第5条第1項に基づく基本計画の作成に当たっては、同計画の項目に応じて以下の点に留意すること。

1. 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

基本方針第1号を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。

(1) 地域の特色と目指す産業集積の概要について

地理的条件、既存の産業集積の状況、教育機関や研究機関等の存在、道路、港湾等の施設の整備状況等の対象地域の特色を具体的に明らかにすること。

また、その特色を踏まえた上で、目指す産業集積の概要について具体的に記載すること。

(特色の事例)

- ①地震や台風などの自然災害が少ないこと。
- ②先端技術産業の集積があること。
- ③特区制度により規制緩和がなされていること。

(2) 具体的な成果目標

集積区域における集積業種全体の付加価値額について、現状の数値及び目標達成後の数値並びに同付加価値額の伸び率を記載すること。

また、付加価値額の目標設定に当たっては、現状と比べおおむね5パーセント以上増加するような目標を設定することが適当である。

なお、付加価値額は原則として、集積区域における集積業種全体の人件費＋支払

利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋営業純益、若しくは売上高－仕入高－外注費という計算式で算出するものとし、可能な限り実態の把握に努めるものとする。また、付加価値額について推計を行う場合は、「工業統計表」などの統計資料を活用し合理的な数値を算出すること。

(3) 目標達成に向けたスケジュール

計画の初年度から最終年度までの間において、基本計画に関与する地方公共団体、事業者、大学、研究機関、商工会等が、計画の目標達成に向けて取り組む事項について具体的に記載すること。

2. 集積区域として設定する区域について

基本方針第2号を踏まえ、集積区域として設定する市町村の区域及びその区域の可住地面積について記載するとともに、各市町村が集積区域に指定されている理由についても具体的に記載すること。

また当該集積区域については具体的に地図上で特定し、添付すること。

なお、集積区域の設定に当たっては、特に以下の点について留意すること。

- ① 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって、その可住地面積おおむね20万ヘクタール以下である地域を一つの集積区域として設定すること。
- ② 集積区域間の連携であって、都道府県の行政区域の外縁を越えて集積区域を設定する場合は、自然的経済的社会的一体性を確保し、また実効性の高い連携とするためにも、地理的連続性を有する都道府県内の集積区域との連携であること。
- ③ 国土形成計画や農業振興地域整備計画、都市計画等の各種土地利用に関する計画又は方針との整合性の確保を図るとともに、都市機能の無秩序な分散を招かないよう十分配慮すること。
- ④ 自然公園法（昭和32年法律161号）に規定する自然公園地域、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律75号）に規定する生息地等保護区等の環境保全上重要な地域については、集積区域の設定を行わないよう配慮すること。

3. 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

基本方針第2号を踏まえ、集積区域の区域内で特に重点的に企業立地を図るべき区域は、市、区、郡、町、村、字及び土地の地番を記載すること。

また、当該区域を具体的に地図上で特定し、添付すること。

4. 工場立地法（昭和34年法律第24号）の特例措置を実施しようとする場合にあつ

ては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

3. で定めた集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域のうち、工場立地法の特例措置を実施しようとする区域を明らかにし、地図上で特定するとともに当該特例措置を実施することにより期待される効果についても、「新規企業立地件数」や「新規雇用創出数」などの指標を用いて具体的に記載すること。

なお、当該特例措置を実施するに当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 当該区域の設定に当たっては、現在でも緑地面積率が数パーセントという状況にとどまっている、古くから形成されてきた工業集積地のような地域に区域を設定することによって特定工場における緑地等の整備を促し、結果として現状よりも緑地等の整備が進むように配慮するとともに、同緑地等の整備を進めることを目標とした緑地面積率等を設定するよう留意すること。
- ② 地域の実情、住民の意思を踏まえて、特定工場の周辺的生活環境の保持が適切に図られるように区域の設定を行うこと。
- ③ 当該特例措置を実施する場合は、関係機関との調整を十分行うこと。

5. 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

基本方針第3号を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。

(1) 業種名

（業種名又は産業名）の欄については、特定の業種に加えその主要関連業種までを集積対象に含め「〇〇製造業及びその関連業種」と記載することや、また地域資源に着目し「〇〇利用産業」と記載することも可。

（日本標準産業分類上の業種名）の欄については、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成19年総務省告示第618号）に定める日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる中分類又は小分類により、分類符号と業種名を記載すること。ただし、産業分類に位置付けられない業種を指定集積業種としようとする場合にあっては、これを要しない。

また、事業活動に応じ関連業種まで集積対象に含める必要がある場合も可能な限り産業分類により定めること。

(2) (1)の業種を指定した理由

(1)の業種を指定集積業種とした理由を具体的に記載すること。その際、指定集積業種の設定に当たっては、地域の特色からみて、どの産業のどのような機能を中核に据えて産業集積の形成及び産業集積の活性化（以下「産業集積の形成等」という。）を進めることが合理的かについて、他地域の事例等も踏まえながら検討す

ること。

また、指定集積業種の企業立地等が地域経済に与える影響を各種統計等を用いて分析し、地域の目標に最も効果的なものであることを検証することが望ましい。

6. 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

指定集積業種に属する事業者の企業立地件数又は新規事業件数等の目標を具体的に記載すること。

また、同目標は、「1. 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標」の(2) 具体的な成果目標で記載した、目標数値と整合性のとれるものであること。

< 必須的記載事項 >

- ・ 計画期間における指定集積業種に関する企業立地件数又は新規事業件数
- ・ 指定集積業種の製品出荷額又は売上高の増加額
- ・ 計画期間における指定集積業種に関する新規雇用創出件数

< 任意的記載事項 >

地域や指定集積業種の特性に応じて、基本計画の目標を評価するために適切な指標がある場合には、当該指標を用いて目標を設定する。以下例示。

- ・ 地域における域内総生産の波及的な経済効果
- ・ 地域における全般的な雇用創出の効果
- ・ 指定集積業種における現地調達率の向上の効果
- ・ 基本計画推進に関する各種施策、自治体の取組状況に関する事業者、大学等の関係主体の満足度

7. 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

基本方針第4号を踏まえ、「1. 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標」の(3) 目標達成に向けたスケジュールで記載した取組事項の内容について、各項目に区分し具体的に記載すること。

なお、当該取組事項の記載に当たっては、特に以下の点に留意すること。

- ① 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）による改正後の都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第4項に規定する「特定大規模建築物」は、法第4条第2項第4号及び第5条第2項第7号の施設に含まれていないため、本項目の対象外であること。
- ② 当該取組事項で定める社会資本の整備に関する計画は、港湾局所管の社会資本

整備など国土交通省の社会資本整備を規定するものではないが、その作成に当たっては地方整備局や当該地方公共団体の地先水面を港湾区域に含む港湾管理者など関係機関と十分調整を行うこと。

8. 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項
基本方針第7号を踏まえ、工場周辺の環境の保全など地域社会との調和への配慮等を具体的に記載すること。

なお、当該項目の記載に当たっては、特に以下の点について留意すること。

- ① 環境保全については、緑地の確保を始め、大気汚染防止対策、排水処理、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策及び悪臭対策、地球温暖化対策など、事業活動に伴い課題が生じ得る事項に対する環境保全の取組、さらに住民の理解を得るための取組について記載すること。
- ② 安全な住民生活の保全については、防犯設備や防犯体制、犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備など、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏を確保するために効果を有する取組について記載すること。

9. 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

基本計画において整備される施設の用地が農用地等の場合、当該農用地等の利用計画との調整状況及び当該施設の用地の具体的事項（位置、面積、転用しようとする農用地等の面積及び工事の実施予定時期）について記載すること。

10. 計画期間

基本計画の計画期間は原則5年とする。この期間よりも短期又は長期の期間を設定する場合には、当該計画期間の合理性が認められることが必要である。

また基本計画の期間の終期は、原則として、計画期間の始期から終期の最終年目の日を含む会計年度の末日までとすること。

11. その他基本計画作成に当たり留意すべき事項

基本計画の作成に当たっては、上記1～10の他、下記事項についても留意すること。

- ① 基本計画の作成に当たっては、市町村及び都道府県がコーディネーターとしての役割を担い、地域の経済団体及び事業者、大学や研究機関、金融機関等を始めとする関係者で構成される地域産業活性化協議会を設置し、必要に応じて地域外の有識者の知見も活用しつつ、議論を尽くすこと。

- ② 基本計画の作成に当たっては、基本方針第7号で列記した都市計画等の計画や方針のほか、次の計画や方針などについても調和の確保に十分配慮する必要があること。
- イ 港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3に基づき港湾管理者が定める港湾計画、その他公共事業に係る計画
 - ロ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づき都道府県知事が作成する基本方針
- ③ 基本計画の作成に当たって、特に次の事項を定めようとする時は、市町村及び都道府県の都市計画・都市緑地担当部局、開発許可担当部局、農地担当部局などの関係部局との調整を十分に行うこと。
- イ 4. 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果に関する事項
 - ロ 9. 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が農用地等として利用されている土地において行われる場合において、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項
- ④ 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標並びに指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標については、年1回定期的に集積区域における集積業種全体の実態の把握に努めること。
- また、実態把握を行う頻度や時期、測定方法（含む推計方法）、測定や推計の根拠となる統計・調査の概要等についてあらかじめ設定しておくこと。
- ⑤ 基本方針第1号を踏まえ、基本計画の計画期間終了後に、同様の取組を継続して実施する必要があると見込まれる場合には、新たな基本計画として作成すること。
- なお、当該基本計画の作成に当たっては、それまでに作成していた基本計画の実施状況や取組の評価を行い、当該評価を踏まえた上で、必要に応じて所要の見直しを行うこと。
- ただし、新たに基本計画を作成することができない合理的な理由が認められる場合には、法第6条第1項に基づく変更の手続を経て計画期間の延長を行うこと。

第2 基本計画の同意基準

基本計画の同意に当たっては以下の事項を基準とする。

1. 基本方針に適合するものであること。

- (1) 基本方針第1号で定める、産業集積の形成等の目標について、具体的かつ定量

的な成果目標が設定されていること。

成果目標のうち、必須的記載事項における指定集積業種に関する「付加価値額」、「企業立地件数又は新規事業件数」及び、「製造品出荷額又は売上高の増加額」、並びに「新規雇用創出件数」については、可能な限り地域の実態を把握した上で、実現可能性の高い適切な目標を設定すること。

なお、推計を行う場合は、計画作成時の直近の年の公的統計等を利用した合理的な数値となっていること。

また、任意的記載事項にその他の指標を用いる場合は、実態に基づくものか、計画作成時の直近の年の公的統計等を活用した合理的な推計数値となっており、かつ、当該指標の目標としての適切性等が認められること。

- (2) 基本方針第1号で定める、産業集積の形成等の目標を達成するための基本計画の期間の終期は、原則として、計画期間の始期から5年目の日を含む会計年度の末日までとなっていること。

この期間よりも短期又は長期の期間を設定する場合には、当該計画期間の合理性が認められること。

- (3) 基本方針第1号で定める、計画期間終了後、さらに継続して事業を実施する必要があると見込まれる場合であって、同様の取組を継続するものとして新たに基本計画を作成する場合は、それまでに作成していた基本計画の成果目標の達成状況や実施事業等の評価を行い、当該評価の結果を踏まえ、必要に応じて所見の見直しを行っていること。

- (4) 基本方針第2号で定める「企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域」は、産業集積の状況、インフラでの相互の連携状況等からみて一体であることが相当と認められる地域であること。

国土形成計画や農業振興地域整備計画、都市計画等の各種土地利用に関する計画や方針との整合性が確保されているとともに、都市機能の無秩序な拡散を招かないよう十分に配慮された地域であり、かつ自然環境保全上重要な地域への配慮もなされた地域であること。

また、計画における全市町村ごとの役割・機能を明確にするとともに、都道府県全体及び全市町村を対象に集積区域を設定する場合は、そのことの合理性が認められること。

なお、集積区域間の連携であって、都道府県の行政区域の外縁を越えて集積区域を設定する場合は、自然的経済的社会的一体性を確保し、また実効性の高い連携とするため、地理的連続性を有する都道府県内の集積区域との連携であること。

(5) 基本方針第3号で定める指定集積業種は、産業分類の中分類又は小分類で記載されていること。ただし、産業分類に位置付けられない業種を指定集積業種としようとする場合にあっては、当該業種の内容が具体的に記載されていること。
指定集積業種を複数記載する場合には、同一の集積区域に複数の指定集積業種を記載することの合理性が認められること。

2. 当該基本計画の実施が集積区域における産業集積の形成又は産業集積の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

指定集積業種の企業立地及び事業高度化に向けて、当該集積区域における道路、港湾、工場用地又は業務用地、工業用水等の社会資本の整備の見込みをはじめ、大学及び研究機関等における技術シーズや研究開発テーマの状況、大学・高専・専門高校と産業界等が連携した人材育成の取組等の事業について、計画期間における目標及び取組内容が具体的に記載されていること。

3. 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(1) 法第5条第2項第7号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容について、当該取組内容が具体的に記載されていること。

道路、港湾、工場用地又は業務用地、工業用水等の社会資本の整備に係る事業の内容が計画に記載されている場合には、当該社会資本の整備主体及び関係行政機関との調整を経たものであること。

(2) 法第5条第2項第9号に該当する農用地等については、土地の利用に関する調整状況が具体的に記載され、かつ計画期間内における農用地等以外への用途への転用の見込みがついていること。

4. 法第10条の規定による工場立地法の特例が定められた場合にあっては、当該特例措置の実施により相当程度の産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果が見込まれるものであること。

法第10条に規定する工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、当該特例措置の実施により期待される効果が、指定集積業種に関する「企業立地件数」や「新規雇用創出数」等の指標を用いて具体的に記載されていること。

第3 基本計画変更の同意基準

基本計画の変更の同意に当たっては以下の事項を基準とする。

1. 同意基準の準用

法第6条第1項に基づく基本計画の変更の同意基準は、「第2 基本計画の同意基

準」を準用するものとする。

なお、基本方針第1号で定める、計画期間終了後、さらに継続して事業を実施する必要があると見込まれる場合であって、法第6条第1項に基づく変更の手続を経て計画期間の延長を行う場合には、新たに基本計画を作成することができない理由について合理性が認められること。

2. 同意基準の適用除外

下記(1)及び(2)に該当する場合には、同意基本計画と変更しようとする計画の内容に同一性が認め難いので、法第6条第1項の変更の手続ではなく、法第5条第1項に基づく同意の手続を経ること。

- (1) 集積区域について、面積規模又は位置に5割以上の変更がある場合であって、計画対象の市町村数又は市町村の構成に5割以上の変動がある場合
- (2) 指定集積業種の全部の変更

第4 基本計画の同意の申請等

基本計画の同意の申請等に当たっては以下の事項について留意すること。

1. 基本計画の同意の申請等

(1) 都道府県警察に対する通知に関すること

- ① 市町村及び都道府県は、基本計画を作成し、又は同意基本計画を変更しようとする場合には、あらかじめ、十分な時間的余裕をもって都道府県警察に通知を行うこと。
- ② ①による通知を受けた都道府県警察は、犯罪及び事故防止並びに地域の安全と平穩を確保する観点から意見がある場合には、速やかに市町村及び都道府県に協議を求めることとなるので、当該協議を求められた市町村及び都道府県は、都道府県警察と、誠実かつ迅速に協議を行うこと。

なお、都道府県警察は、市町村及び都道府県から、法第7条第2項第3号に掲げる者として同条第1項の地域産業活性化協議会への参加を求められた場合には、可能な限り参加に努めることとされている。

(2) 工場立地法の特例措置に関すること

基本計画で、法第10条に規定する工場立地法の特例措置について定めようとする場合にあっては、市町村及び都道府県の都市緑地担当部局・開発許可担当部局と連絡を取り合うとともに、必要に応じその他の外部の関係機関に対しても連絡を行うこと。

また、法第10条第1項により、市町村が緑地面積率について、条例で準則を定める場合も都市緑地担当部局・開発許可担当部局と連絡を取り合うこと。

(3) 開発許可及び転用許可に関する処分に関すること

- ① 開発許可権者（都市計画法第29条又は第43条第1項の許可に関する権限を有する者をいう。）及び転用許可権者（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による農地等の転用の許可に関する権限を有する者をいう。）は、開発許可又は転用許可に関する処分をしようとするときは、あらかじめ相互に連絡し、可及的速やかに調整を図るよう配慮すること。
- ② 開発許可及び転用許可は、①による調整を了した後に同時に行われるよう配慮すること。

2. 基本計画の同意申請に係る標準処理期間

法第5条第1項及び第6条第3項において準用する法第5条第5項の規定による同意の標準処理期間は30日とする。

なお、上記標準処理期間にかかわらず、国は当該同意手続について、可能な限り迅速化に努めるものとする。

第5 企業立地計画の承認基準

企業立地計画の承認に当たっては以下の事項を基準とする。

1. 法第14条第3項の規定に基づく承認基準

(1) 企業立地を行おうとする事業の内容及び実施時期が具体的、かつ、実現が見込まれるものであること。また、企業立地を行おうとする事業の内容が、基本計画で定めた指定集積業種に属する事業であること。

(2) 企業立地計画の設備投資計画は、導入するそれぞれの設備の内容が企業立地を行おうとする事業にとって不十分なものではなく、かつ、適正な価格となっている等当該事業を確実に遂行するに当たり適切かつ有効なものであること。

また、企業立地計画の承認前に取得した、又は製作若しくは建設を開始した機械及び装置並びに建物及びその附属設備が設備投資計画の対象となっていないこと。

なお、事業者が法第19条の課税の特例の利用を希望する場合は、導入する設備が新製品・新商品の開発又は製造のための設備であること、又は当該特定事業者の従来の設備と比べて生産性が向上する設備であることが具体的に記載されていること。

企業立地計画に記載された設備が、課税の特例の対象となるためには以下の要件を満たす必要がある。

(法第19条第1号に基づき施行令第3条第1項に掲げる業種の場合)

- ① 機械装置については、1台又は1基の取得価格が1千万円以上、かつ、対象設備の取得等に要する総投資額が3億円以上であること。
- ② 建物等については、取得価格の合計が5億円以上であること。
- ③ 企業立地計画に記載された、企業立地等の目標達成のための設備であり、事業の高度化に資するものとして下記のいずれかを満たす設備
 - イ 新製品・新商品の開発又は製造のための設備
 - ロ 生産性を向上させる設備

(法第19条第2号に基づき施行令第3条第2項に掲げる業種の場合)

- ① 機械装置については、1台又は1基の取得価格が5百万円以上、かつ、対象設備の取得等に要する総投資額が4千万円以上であること。
- ② 建物等については、取得価格の合計が5千万円以上であること。
- ③ 企業立地計画に記載された、企業立地等の目標達成のための設備であり、事業の高度化に資するものとして下記のいずれかを満たす設備
 - イ 新製品・新商品の開発、製造又は取扱のための設備
 - ロ 生産性を向上させる設備

なお、「新製品・新商品」、「生産性の向上」の定義は以下のとおり。

① 「新製品」・「新商品」の定義

「新製品」・「新商品」とは、製造業にあつては、(i) 当該設備の設置以前には、当該事業者が反復継続的に提供(量産提供)していなかった製品・商品又は、(ii) 当該事業者にとって新たな原材料や生産加工技術の適用により、従来の製品・商品と比べて性能が向上すること(性能を示す定量指標(例えば、集積回路の集積度、燃費等)が、当該事業者が従来提供していたものに比べて10%以上向上すること)又は用途若しくは販路等が異なる製品・商品のことをいう。卸売業にあつては、(i) これまで取引関係を有しなかった顧客の製品・商品又は、(ii) 既存の流通設備では取り扱っていなかった製品・商品のことをいう。

② 「生産性の向上」の定義

「生産性の向上」とは、労働生産性(労働者1人当たりの生産性。物的労働生産性と価値労働生産性のいずれか)が当該企業の従来設備と比べて10%以上向上することをいう。

(労働生産性の算出)

- 製造業の場合
 - 物的労働生産性 = 生産数量 ÷ 従業者数
 - 価値労働生産性 = 生産額 ÷ 従業者数
- 卸売業の場合
 - 物的労働生産性 = 取扱数量 ÷ 従業者数
 - 価値労働生産性 = 売上高 ÷ 従業者数

(3) 企業立地計画に必要な資金の額が企業立地計画の内容及び実施時期を勘案して適切に計上され、調達方法が無理のないものであると認められること。

(4) 企業立地計画の計画期間の終期は、計画期間の始期から5年目の日を含む事業年度の末日以内であること。

ただし、市町村及び都道府県の作成した基本計画の終期を超えるものではないこと。

第6 企業立地計画変更の承認基準

企業立地計画の変更の承認に当たっては、以下の事項を基準とする。

1. 法第15条第1項の規定に基づく変更の承認基準

(1) 企業立地計画の変更の承認基準は、「第5 企業立地計画の承認基準」を準用するものとする。

(2) 同一年度内における実施時期の変更、設備全体の能力に影響を及ぼさないような機種又は台数の変更、単価の増減等による資金総額の若干の変更等、承認企業立地計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更の承認を要しない。

(3) 承認企業立地計画を変更した場合における事業の実施期間は、当初の事業を実施した期間を含めて、原則として5年以内とする。ただし、都道府県等の作成した基本計画の終期を超えるものではないこと。

第7 企業立地計画の承認取消しの基準

企業立地計画の承認取消しに当たっては以下の事項を基準とする。

1. 法第15条第2項の規定に基づく承認の取消しの基準

企業立地計画の承認の取消しの基準は、承認を受けた企業立地計画の円滑な遂行に著しい支障が生じており、企業立地がなされる見込みがなく、当該企業立地計画が法、基本方針及び本要領の基準に該当しなくなると認められる場合とすること。

なお、承認を受けた企業立地計画の取消しに際しては、当該企業立地計画の内容に係る事業又は事務を所管する都道府県内の関係部局及び関係市町村と十分な連絡調整を図った上、取消しの理由を付して取消しの処分がなされた旨を申請者たる承認企業立地事業者に通知すること。

また、都道府県知事は、企業立地計画の取消しを行った場合には、速やかに当該都

道府県の区域を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長へ通知すること。

第8 事業高度化計画の承認基準

事業高度化計画の承認に当たっては以下の事項を基準とする。

1. 法第16条第3項の規定に基づく承認基準

- (1) 事業高度化の目標、高度化の内容及び実施時期が具体的、かつ、実現が見込まれるものであること。また、高度化の対象となる事業内容が、基本計画で定めた指定集積業種に属する事業であること。
- (2) 事業高度化に係る研究開発又は設備の設置その他の措置が、法第3条第3項各号のいずれかに合致し、その事業の生産性の向上を図るものであること。
- (3) 事業高度化計画の設備投資計画は、導入するそれぞれの設備の内容が事業高度化を行おうとする事業にとって不十分なものではなく、かつ、適正な価格となっている等当該事業を確実に遂行するに当たり適切かつ有効なものであること。
また、事業高度化計画の承認前に取得した、又は製作若しくは建設を開始した機械及び装置並びに建物及びその附属設備が設備投資計画の対象となっていないこと。
- (4) 事業高度化に必要な資金の額が事業高度化計画の内容及び実施時期を勘案して適切に計上され、調達方法が無理のないものであると認められること。
- (5) 事業高度化計画の計画期間の終期は、計画期間の始期から5年目の日を含む事業年度の末日以内であること。
ただし、市町村及び都道府県の作成した基本計画の終期を超えるものではないこと。

第9 事業高度化計画変更の承認基準

事業高度化計画の変更の承認に当たっては以下の事項を基準とする。

1. 法第17条第1項の規定に基づく変更の承認基準

- (1) 事業高度化計画の変更の承認基準は、「第8 事業高度化計画の承認基準」を準用するものとする。
- (2) 同一年度内における実施時期の変更、設備全体の能力に影響を及ぼさないよう

な機種又は台数の変更、単価の増減等による資金総額の若干の変更等、承認事業高度化計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更の承認を要しない。

(3) 承認事業高度化計画を変更した場合における事業の実施期間は、当初の事業を実施した期間を含めて、原則として5年以内とする。

ただし、市町村及び都道府県の作成した基本計画の終期を超えるものではないこと。

第10 事業高度化計画の承認取消しの基準

事業高度化計画の承認の取消しに当たっては以下の事項を基準とする。

1. 法第17条第2項の規定に基づく承認の取消しの基準

事業高度化計画の承認の取消しの基準は、承認を受けた事業高度化計画の円滑な遂行に著しい支障が生じており、事業高度化がなされる見込みがなく、当該事業高度化計画が法、基本方針及び本要領の基準に該当しなくなると認められる場合とすること。

なお、承認を受けた事業高度化計画の取消しに際しては、当該事業高度化計画の内容に係る事業又は事務を所管する都道府県内の関係部局及び関係市町村と事前に十分な連絡調整を図った上、取消しの理由を付して取消しの処分がなされた旨を申請者たる承認事業高度化事業者に通知すること。

また都道府県知事は、事業高度化計画の取消しを行った場合には、速やかに当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長へ通知すること。